

令和5年10月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和5年10月27日（金） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者
教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者
教育監 堂山浩三
学校教育部長兼食育・給食課長 森井克則
生涯学習部長兼生涯学習課長 田中直明
兼市民大学事務長
学校教育課理事 黒木 悟
学校教育課長 伊藤 圭
次世代育成課長 寺元正治
中央図書館長 藤井逸郎
陵南の森公民館長 榊井恵美
学校教育課課長補佐 新見豊和
- ・事務局
教育政策課長 寺元麻子
教育政策課課長補佐 萬田正英
- ・議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第36号
羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の制定について

- 日程第4 報告第10号
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則第5条第1項第3号
に定める休会日について
- 日程第5 報告第11号
羽曳野市立図書館協議会委員の任免について
- 日程第6 報告第12号
羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について
- 日程第7 報告第13号
後援名義の使用許可について
- 日程第8 その他
- ・令和5年10月1日付け人事異動について
 - ・日程調整など

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 9月30日に、市立中学校の体育大会が行われました。
- (2) 10月1日に、タウンミーティングが行われました。
- (3) 10月6日に、大阪府都市教育長協議会が行われました。
- (4) 10月7日に、市内中学校・義務教育学校合同演奏会が行われました。
- (5) 10月10日に、教育委員と小学校校長会との懇談会が行われました。
- (6) 10月15日に、小学校9校の運動会が行われました。
- (7) 10月21日に、市民文化祭オープニング式典が行われました。
- (8) 10月25日に、調べる学習コンクール審査会が行われました。
- (9) 10月26日に、近畿都市教育長協議会研修会が行われました。

日程第3 議案第36号

羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の制定について

- 学校教育課長より、羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

本件は、羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の制定についてご承認を得ようとするものです。

規則(案)を添付しておりますが、第1条にあります通り、趣旨としましては、令和6年に小学校1校において新たに学校運営協議会を設置する。つまり、コミュニティ・スクールを導入する。そのために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、羽曳野市立学校に設置するにあたり、

学校運営協議会の組織、運営、その他必要な事項を定めるものとなります。
第2条の目的以降、この規則に盛り込んでいる内容といたしましては、前回の教育委員会議や昨年度の総合教育会議で、ご説明させていただいた内容であり、すでにご承認いただきました委員の人数等となっております。
規則（案）に目を通していただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《教育長》

従来の学校協議会とは大きく変わって、学校の教育目標や経営方針であったり、教育課程にまで踏み込んで意見が言えます。学校はきちんとその事を説明しなければならない。今までは、評価のこと等報告ばかりだったが、今回は意見が言えます。

課題としては、校区によって、小学校の運営協議会委員と中学校の委員が重なるという事が考えられます。違う人が出て頂けるのがベストですが、人材がないかも分かりません。仮に教育委員さんに打診があった時は、就任できるのですか。

《教育監》

きっちりと調べてみないと分からないですが、コミュニティ・スクールの趣旨から厳しいかも分かりません。

《教育長》

育成協や地域の方が中心になるかなと思います。学校協議会のメンバーがそのままなる可能性があると思いますが、今までの組織とは全然違うという事を引き受けて頂くときにしっかりと理解いただかないといけないと思います。簡単には、行かないのかなと思っています。

委員報酬もあるので、人選は難しいと思っています。

《多田委員》

委員は、保護者や地域の方ですよね。後、校長先生や教頭先生と教員で10名ですか。

《学校教育課長》

校長等も含め全部で10名以内です。

《教育長》

教育委員会から委嘱するのですよね。

《学校教育課長》

そうです。委員は、校長から推薦いただいて、第6条第4号により教育委員会が委嘱します。

《古山委員》

その10名の人を選ぶ時にどんなふうに応報して集めるとか。他市は、どうしているのですか。例えば、学校運営協議会というのがあって、学校を中心に地域で学校運営をしていくっていうことを公募する。

《教育長》

現実には、育成協関係とかが多いと思います。そこをお願いに行くパターンだと思います。広く地域に周知して、募集している所はないと思います。

他府県もやっぱり保護者の代表が結構、進んでやらしてくださいと出てくるそうです。

ものすごく前向きで、運営に対する意見等を発言すると言っていました。クレームではなくて。

《古山委員》

せっかく趣旨が変わるので同じ人ばかりではなく、一生懸命やってきた教育文化があるんだけど、何か新しい意見をもらって建設的に学校を変えようというのが趣旨なので、今までの人とあまり変わらない運営とかになると勿体ないと思います。

《教育長》

広報には、掲載するのですか。

《学校教育課長》

制度を始めることは、議会で承認を頂き年が明けてから広報活動、ホームページや広報誌に掲載し、その後は、地域住民全体に向けての説明会を2月か3月に開催する予定です。

《多田委員》

10人という縛りの中で、地域住民の方を何人とか、ある程度縛っておいた方が良いと思うのですが。

《教育長》

人数の割合ですか。

《多田委員》

例えば、保護者を2人か3人、地域の方を2人か3人、学校関係が3人ぐらい。1つの運営みたいな形にしてバランスが取れるようにする。付帯事項でないですが。

《教育長》

何人から何人が望ましいというふうには、入れるかもしれません。

《学校教育課長》

多くの市町村で校長以下学校関係は、3人程度がスタンダードというぐらいを示し、後はその地域の事情が違うので、そこまで書いてないケースがほとんどです。

《教育長》

学校には、伝えてありますか。

《学校教育課長》

まだ、伝えていません。

《多田委員》

保護者ばかりが増えても地域の人ばかりが増えてしまっても違うのかなと思います。

それに対して何か言えますか。

《学校教育課長》

これは、原則になりますが、実際に運営していく中で助言はできます。

《教育長》

委員を決める前に助言は出来ますか。

《学校教育課長》

相談しながらやっていきます。

《古山委員》

根拠は、何かって言われると思うので、この(1)から(5)の人が0にならないようにしておく。最低1人は入るようにしておく。後は、地域によって熱心さとか人材の熱さが違うと思うので、そういうのが規則に入れば良いと思います。

《教育長》

ここで分かっているのは、校長先生が1名ということだけですね。

仮に教員が4名というのは。

《学校教育課長》

想定していません。教頭と担当者1名です。

《教育長》

それは、口頭説明はするの。

《学校教育課長》

はい。それを想定してますという事は説明します。

《教育長》

対象学校に対する生徒または児童の保護者や地域の人。これは、必ず入れなさいという事ですよ。これは保護者だけでは駄目ですよってことですね。

《学校教育課長》

このうちからなので、必ずという事にはなっていないです。

《多田委員》

PTA がそのままスライドしてしまうような形になってしまうとこのコミュニティ・スクールの趣旨、考え方も含めてちょっと滑稽な話しになるかなと思いましたので。

《学校教育課課長補佐》

最終的には、メンバーの推薦につきましては、学校長が推薦していきますので全体のバランスを見ながら、例えば保護者だけとか、PTA の会長は必ずこの運営協議員委員に行かないといけないということはありませんので、会長がここに所属せずに副会長が推薦されるという形もあります。ここは、学校長が全体を見ながらまずは推薦していくという形になっております。

例えば、近隣の市であれば、学校の管理職及び学校の教員1名です。後は、幼稚園の園長先生であったりとか、大学の先生だったりとか、そういう方も交えて10名でこの委員を設置しておられます。

《教育監》

委員さんが言われている条件をこの規則上設けるのであれば、第6条第2項の規定を学校長が推薦することができるとなっている続きにただし書きで、「ただし、前項第1号、第2号の対象者については、必ず1名以上推薦しなければならない」とか。そういうような積極規定を入れておくというのは、例規上のルールとしてはあります。

《教育長》

教育監が言われたように、入れれるのであれば入れておいた方が分かりやすい。

《学校教育課長》

今の内容でいくと、ただし、前項第1号、第2号の対象者については、必ず1名以上推薦しなければならないとか。

《教育監》

法規との文言の調整は必要ですが、そういう趣旨でいいと思います。

《新熊委員》

多分、PTAの役員さんとか育成協の役員が多いと思いますが、今まで通りのボランティアの意識でされるとちょっとまずい所があると思います。報酬が支払われるので、きっちり研修等を行い、公務員に近い状態なので、しっかりやって頂きたいと思います。研修もされますよね。

《学校教育課長》

第11条に規定をしております、これは徹底させてもらおうと思っております。

【採 決】全委員一致により一部修正を加え可決することに決定しました。

日程第4 報告第10号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則第5条第1項第3号
に定める休会日について

- 次世代育成課長より、羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則第5条第1項第3号に定める休会日について説明と報告がありました。

《次世代育成課長》

令和6年度から、毎年8月13日、14日、15日のお盆の3日間を留守家庭児童会の休会日とすることになりました。

また、休会期間中、家庭での保育が困難な児童を対象に留守家庭児童会を臨時的に開会いたします。

概要を説明いたします。

休会期間中の臨時教室ですが、開会日は、8月13日、14日、15日です。

開会時間は、午前8時30分から午後5時までです。

開会場所は、羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）2階の教育研究

所内を予定しています。

募集人数は、30人程度です。

開会場所等については、今後の募集等の関係により、変更となることもあります。

参考といたしまして、羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則（抜粋）させて頂いております。

どうぞよろしくお願いいたします。

《教育長》

本市の場合は、今年で言うと8月11日、12日、13日と3連休でしたが、土曜日は開催していますので、8月12日を休会としました。他市は、お盆の期間は、救済措置もなく休会としているそうです。本市は、どうしても必要な家庭があるかも分からないので、臨時教室を開き救済をするという事です。

《多田委員》

これは、お盆の事ですがゴールデンウィークや年末年始は、どうしているのですか。

《次世代育成課長》

ゴールデンウィークは、カレンダー通りです。年末年始は、12月29日から1月3日まで休会で、1月4日から開会しています。

日程第5 報告第11号

羽曳野市立図書館協議会委員の任免について

- 中央図書館長より、羽曳野市立図書館協議会委員の任免について説明と報告がありました。

《中央図書館長》

羽曳野市立図書館協議会委員の任免についてご報告いたします。

令和5年第3回羽曳野市議会定例会におきまして、議会選出の各種委員につきまして、羽曳野市立図書館協議会委員として、黒川実議員に代わりまして大坪正尚議員が選出されたため、その任免を羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により臨時に代理しましたので、同規則第4条第2項の規定により報告するものです。

なお、任期につきましては、羽曳野市立図書館協議会条例第5条第4項の規定により、前任者の残任期間である令和5年10月4日から令和7年5月31日ま

でとなります。以上です。

日程第6 報告第12号

羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について

- 陵南の森公民館長より、資料に基づき、羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《陵南の森公民館長》

令和5年10月4日付け、羽曳野市議会における各種委員の選出に伴いまして、羽曳野市立公民館運営審議会委員を羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委嘱しましたので、同規則第4条第2項の規定により報告いたします。

委嘱する委員は、別紙のとおりとなります。

新委員は、金銅宏親委員で、旧委員は、百谷孝浩委員です。

委嘱期間は、羽曳野市立公民館条例第10条第4項の規定により、前任者の残任期間ですので、就任日の令和5年10月4日から令和7年5月31日までとなります。

よろしく申し上げます。

日程第7 報告第7号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの、2件の報告になります。

1件目は、専決日は9月29日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「第9回秋季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

2件目は、専決日が10月25日、団体名は「朝日新聞社大阪支社 販売局 販売第1部」、事業名は「朝日新聞 EduA 親子で作文・スクラップ教室」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

日程第8 その他

- (1) 教育政策課長より、草刈り作業中の自動車窓ガラス破損事故について報告がありました。
- (2) 教育政策課長より、令和5年10月1日付け、人事異動について報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の11月定例教育委員会議を、11月22日（水）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時20分